



行政と市民の関係を創造する
NPO 法人 きょうと介護保険にかかわる会

会報
103 号
2018/12/7

発行人 梶 宏 〒604-8811 京都市中京区壬生賀陽御所町 3-20 賀陽コーポラス 809
TEL・FAX:075-821-0688 E-mail:npokakawarukai@helen.ocn.ne.jp

2018 年介護報酬改定と医療介護連携



10 月 25 日、本会が毎年行う「第三者評価フォローアップ研修会」が開催されました。そこで本会会員の坂野裕也さんから、介護保険をめぐる最新の情報が詳細な資料と共に提供され、分かりやすく解説して頂きました。そのポイントを紹介させていただきます。（会報編集部）

● 2018 年介護報酬改定はプラス 0.54%

3 年毎に見直される介護報酬。介護保険が 2000 年 4 月に施行されてから第 7 期が今年 4 月にスタートしました。全体としてはプラス 0.54%。前回 2015 年はマイナス 2.27%で、特に在宅介護事業にとっては大きな打撃となったことに比べると、大きな変化は無いようにみえます。しかし加算分の新設や単位数増加が多く、生活援助中心型の訪問介護の単位数は減少するなど、より複雑になり問題点をはらんだ内容になっています。

厚生労働省として今回の報酬改定の狙いは

I 地域包括ケアシステムの推進

II 自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現

III 多様な人材の確保と生産性の向上

IV 介護サービスの適正化・重点化を図ることにより、制度の安定性・持続可能性の確保

の 4 点をあげ、それぞれについて 5~7 つの具体的事項を示して、報酬の新設や見直しをしています。I では介護医療院の新設、II ではリハビリテーションに関する医師の関与の強化（このことに対する加算が報酬のプラス要因になっている側面も）、IV では福祉用具貸与の価格の上限設定、通所介護の時間区分の細分化などが示されています。

● 保険者（市町村）の役割がより重大に

今回の介護報酬改定は 2017 年 6 月の介護保険法改定（2018 年 4 月施行）を受けたものであり、「介護保険法改定のポイント」として厚生労働省は次の 5 点を掲げています。

(1) 保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組の推進

保険者（全市町村）がデータに基づく目標を持って取り組み、その実績に対して財政的インセンティブを付与

(2) 新たな介護保険施設の創設 介護医療院

(3) 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

「我が事・丸ごと」の地域づくり、包括的な支援体制の整備。新たに高齢者と障害児者との共生型サービスを位置づけ。

(4) 現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し 2 割→3 割

(5) 介護納付金における総報酬割の導入

● 医療・介護連携

老人慢性疾患の増加により、病気と共存しながら生活の質（QOL）の維持・向上を図る医療ニーズが高まっています。一方、介護ニーズについても、医療ニーズを併せ持つ重度の要介護者や認知症高齢者が増加するなど、医療と介護の連携の必要性はますます強まっています（厚労省）。それを受けて地域包括ケアシステムの構築が求められていますが、京都においては「京都市域包括ケア」の 5 つのプロジェクトが進められ、また大腿部近位部骨折や脳卒中患者に対する病院や保険医療機関の「地域連携パス」（急性期から回復期間までの職種間連携）も具体化されていることが紹介されました。

また ADL（日常生活動作）の評価スケールとして、身体機能、認知機能など 18 項目を 1~7 点で採点する FIM（機能的自立度評価表）が国際統一基準となっているのに対し、介護報酬のアウトカム評価には BI（身体機能のみ 10 項目を評価）が使われている問題が報告されました。

新年会のご案内 詳細は 4 ページに

第 3 回
シンポジウム
報告

だまっていたらあかん！
使えない総合事業～介護保険の危機！

日 時：10月28日（日）13：30～16：50
会 場：ひと・まち交流館京都 大会議室
基調講演：小川栄二氏（立命館大学 産業社会学部 特任教授）
「住み慣れた自宅で住み続ける」を空文句にしないために
コ-ディネーター：新井康友氏（佛教大学 社会福祉学部 准教授）
パネリスト：・鈴木太一さん・米田徳也さん・水梨苗子さん
・大崎由良さん・萩本良子さん
参加者： 約 130 名



当会・笠原あけみ理事の司会で、主催者代表
当会・中川慶子副理事長から『介護保険制度創
設 18 年の変遷、特に新総合事業が財政面から
の視点で改定され、事業所もヘルパーも担い手
も足りず介護難民を生み出している』と厳しい
指摘の挨拶で始まりました。

小川栄二特任教授の基調講演では資料を用
いて①介護予防・日常生活支援総合事業への移
行経過や生活援助の回数制限と保険外しの動
向、②2018 年 6 月の規制改革会議における
保険内・外サービスの柔軟な組み合わせ（混合
介護）、③10 月の財政審・財政制度分科会の議
論で保険給付の引き下げ観点から『要介護 1・
2 の地域支援事業への移行や更なる利用者負
担の検討』が進んでいることを説明された。そ
して専門性を持ったヘルパーによる生活援助
がいかに大切か、有効性・有用性、難しさを、
ヘルパー連絡会のアンケートやホームヘルパ
ーの集いで発表された事例も交えて解説。総合
事業のもつ危うさ、逆効果による重度化事例な
どを指摘され、住み慣れた地域で住み続けるた

めには専門性を持ったホームヘルパーによる
支援が絶対に欠かせないと結ばれた。

その後パネルディスカッションに入り、コー
ディネーター新井康友准教授は介護保険から
の『卒業』と称して通所リハビリテーションの
利用打ち切りがもたらした大東市の悲劇事例
＝半年で要支援 1 から要介護 5 まで重度化し
た事例紹介と、結局同市の「介護保険料」も上
がってしまった総合事業問題は“他山の石”で
はないかと話題提供有り。

パネリスト鈴木さんは地域包括支援センタ
ー勤務の主任ケアマネの立場から、従来使えて
いたデイサービスやヘルパーが使えなくなる
ケース、実質的に現行サービスと変わらないの
に「生活支援型」と称して単価を約 16%下げ
たため、そうでなくても厳しい経営を強いられ
ている事業所やヘルパーのなり手不足が深刻
化していると問題提起。

更に 4 名のパネリストからは、それぞれの
立場から身につまされる実態が次々発表され、
会場からも各発表者に対する質問や意見など
が多数寄せられました。総合事業がスタートし
て約 1 年半、実態や課題がハッキリ見えてき
た中での今回のシンポジウム、これらの詳しい
内容は主催者が作成中の「第 3 回シンポジウ
ム報告書」をお待ちください。

（小栗大直 記）



第93回 研修会 報告

「いざという時に困らないための 相続・遺言・成年後見の基礎知識」

日 時：11月24日（土）13：30～16：30
会 場：ひと・まち交流館京都 3階第5会議室
講 師：中野 篤子氏（京都さくら司法書士事務所所長）
参加者：28名



司法書士の仕事の紹介からお話しが始まりました。不動産の登記、会社の登記、裁判事務、簡易裁判では弁護士と同じように代理権が認められています。成年後見業務、遺言、相続の手続き業務などで、税理士や弁護士とも協力しながら仕事を進められているとのことでした。

1. 相続について

相続は死亡によって開始され、相続人は財産一切を承継します。相続人は、配偶者、子、直系尊属（親）兄弟姉妹で、相続分がそれぞれ決められています。また、相続人は遺産の具体的な分け方を協議によって決めることができます。

2. 遺言について

自分の死亡時の財産（不動産、預貯金、有価証券など）をどのように承継させるのかについて定めます。遺言があった方が良い場合として、子どものいない夫婦、内縁関係にある、再婚をしている、財産を分けてあげたい人がいる、または譲りたくない人がいる、特定の目的のために使いたいなどがあります。遺言の方式は民法で定められています。主に自筆証書遺言と公正証書遺言があり、自筆証書遺言は費用がかからないメリットがありますが、発見されなかったり、紛失したり、文言の正確性に問題があります。公正証書遺言は公証人に遺言内容を伝え公証人が公正証書として作成し、原本は公証人役場に保管されます。

3. 相続法改正について

「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律、法務局における遺言書の保管等に関する法律」が今年度、昭和55年以来約40年ぶりに大幅な見直しがされました。

主な改正点として、**(1) 配偶者の居住権を保護するための方策**としての、配偶者居住権は、配偶者が相続開始時に居住していた被相続人の建物を対象として、終身または一定期間、配偶者に建物の使用を認める法定権利です。**(2) 遺産分割等に関する見直し**。婚姻期間が20年以上の配偶者は、原則として遺産の先渡しを受けた者として取り扱う必要がなくなり、その結果今までより多くの財産を取得することが出来るようになりました。また、預金の仮払い制度として、遺産分割の前でも葬儀費用や生活費のための払い戻し（上限150万円）ができます。**(3) 遺言制度の見直し**。自筆証書遺言の要件緩和、財産目録部分については自筆によらなくてもよくなり、法務局で原本を保管し、死亡時には遺言者の関係者は遺言書情報の交付、閲覧ができます。**(4) 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策（特別の寄与）**。相続人以外の親族が被相続人の療養看護などを行った場合、一定の条件のもとで相続人に対して金銭の支払いを請求することができます。

これらの施行日は、自筆遺言の緩和は、平成31年1月13日、配偶者の居住の権利、法務局における遺言書の保管に関する法律は、公布の日（平成30年7月13日）から起算して2年を超えない範囲内の政令で定める日としています。

4. 成年後見制度の動き

成年後見制度利用促進基本計画が平成29年3月24日閣議決定されました。計画のポイントは

(1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり(3) 不正防止の徹底と利用しやすさの調和です。地域のネットワークのなかに成年後見人も入ることになりました。地域連携で利用者のプラスになるような支援ができるようになると思います。



「いざという時に困らないための相続・遺言・成年後見の基礎知識」 グループ討議

- ・ 高齢者が抱えている困りごとの相談についてどうしたら良いか。司法書士や弁護士は、高額な費用もかかり敷居が高い。行政や専門家集団が行っている無料相談に行く、そこで問題の内容を整理してもらい、専門家につながるやり方が良いのではないか。
- ・ 登記の手続きが滞っている人が多い。手続きをきちんとしておかないと後々大変な事になってしまう。相続税の非課税額も縮小されている。自分自身の相続、財産を考えていこうと思った。介護した人に報いたい、その辺も含めて遺言書の大事さがわかった。
- ・ 家族関係の複雑さが相続を難しくしており、普段の家族関係を大切にしたい。公正証書遺言の有効性がわかり実際に使おうと思う。遺言に書いたとしても、いろいろな機会に伝えておいた方がよい。たいした財産があるわけではないが、法改正で課税ハードルが下がり他人事ではなくなった。

講師の中野先生から

相続税については、早めに考え一次的に整理しておくことが必要です。控除項目も幾つかあります。気になることがあったら相談に行きたくしたい。合わなかったら替えればいいので、この人ならと思える人と繋がって、専門家を紹介してもらおうのが良いのでは。基本的な部分を頭に入れておくとな必要な情報が入ってきます。(竹山幸江 記)



会員のひろば

萩原三義さん・・・・ 有料老人ホーム「ゆうゆうの里 職員実践研究発表会」に参加して。

10月24日「ゆうゆうの里」の大阪(守口市)と25日京都(宇治市)に行ってきました。今年のテーマは、「笑顔あふれる『元気付』ホームを目指して～入居者が生き生きと生活を送るために～」で、最優秀賞に選ばれたチームは、全国発表会で発表することになっています。大阪は13チーム、京都は5チームの発表と小野施設長からの「米国出張報告」がありました。生活サービス課と食事サービス課に診療所も加わった「栄養ケアマネジメント委員会(自立支援担当)」による多職種連携で「食べる楽しみから健康をサポートする」実践や、入居者一人ひとりに焦点を当てた「できていたことを再び出来るようにする」生活サポートの事例等、職員さんの日常の工夫や努力を垣間見る事が出来ました。

**第94回
研究会
案内**

**音読のすすめ
～ 楽しく脳トレしませんか ～**

日時 1月12日(土) 13:30~16:30 会員外300円
会場 ひと・まち交流館京都 3階第4会議室
講師 中嶋 康喜氏(当会会員)
テーマ 音読のすすめ・・・脳トレになる朗読

- 一部 朗読
京の昔話、長谷川 伸 作 「名人巾着切り」
- 二部 音読する前に・・・軽くストレッチ、複式呼吸、発声練習
北原白秋「五十音の歌」
滑舌(早口言葉)
- 三部 小学生に戻って「みんなで声を合わせて音読」
大島 清 著「思い出して使ってみてほしい美しい日本語」から



恒例 新年会のご案内 おおいに飲んで食べておしゃべりしましょう。

日時 1月12日(土) 17:00
場所 酔心・京都駅前B1店(烏丸通り・京都タワー東向い)
参加費 4,000円(飲み放題)
申込み 1月9日(水)までに事務所に申し込んでください。



第95回研究会案内

日時 2月16日(土) 13:30~16:30
場所 ひと・まち交流館京都 3階第5会議室

第96回研究会案内

日時 3月23日(土) 13:30~16:30
場所 ひと・まち交流館京都 3階第5会議室

ご案内 医師 早川一光を語る会 ～西陣の医療から総合人間学へ～

日時 12月15日(日) 10:00~17:00
場所 立命館大学朱雀キャンパス 5階大ホール
参加費 無料

語る会は3部構成になっています。会場内に早川一光氏の歩みの写真展示と追悼コーナーを設けています。(立命館大学地域健康社会学研究センターHPより)

第三者評価者

フォローアップ研修会の報告



10月25日 13:30~16:00 ひと・まち交流館京都において、坂野会員から「2018年度介護報酬改定・医療介護連携政策」の解説と実態の報告。笠原会員は「第三者評価者としての虐待の知識と現状」の講義を参加者10名で受けました。中身の濃い話が続き大変参考になりました。

母にも認知症

会員 笠原あけみ

母の財布が小銭でパンパンに膨れている。「小銭でパンパンやで、両替しようか」と私。「そうしてくれるか。年いくとレジでサッサと小銭出せへんねん」と母。一週間後も同じように財布がパンパン、その次の週も。少し認知症の知識があった私は、「もしや認知症??？」と思い主治医に相談し、認知症専門医のいる病院を紹介され受診する。そこで長谷川式認知症検査を受け30点満点で12点（20点以下が認知症を疑う目安とされている）この日から、母は認知症の進行を緩やかにするといわれている「アリセプト」と「メモリー」を服用するようになる。

初期の頃は、財布がパンパンになりながらも買い物にも行っていたし、私たちの夕飯の準備もしてくれていた。しばらくして料理の手順に悩むようになり、それを隠すためにシトルトカレーを鍋に移し自分が作ったようにして食卓に出すようになる。また、調理の要らないお造りや総菜が多くなる。この頃から介護保険制度を利用するようになり、デイサービスや機能訓練付き半日デイサービスに通うようになる。週2日の利用から、認知症の進行とともに週3日、4日、5日、最後には週7日と毎日何らかのサービスを利用するようになっていた。

母が認知症かも？と診断されて3年ほど経過したころ、デイサービスから帰ったあと私たちが帰宅するまでの1~2時間、一人で家にいるのが寂しいのか、寒い冬場に薄着で私たちを外で待っていてくれたり、私たちを探しに出て行って帰れないようになる日もあった。この段階で、在宅生活は無理かもと判断しグループホームへの入居を決心する。

現在入居して1年7カ月、2度の骨折はあったものの母は穏やかに生活している。皆と一緒に近くを散歩したり、施設内で母のできることの洗濯たたみや簡単な料理の準備を手伝ったりしている。

私たちも必ず週1回は母に会いに行く。すぐに私たちの顔を見て喜んでくれる日もあれば、途中から気づく日もあり、その日によってさまざまである。私たちが帰るころ母は、「私も帰るわ、この格好でええか」と必ずと言っていいほど聞いてくる。まだ帰りたい気持ちは持ってくれている。私たちは毎回「今から夕飯の買い物に行ってくる。何か食べたいものあるん…」。母は「私、スキキライ何も無いし、何でもええわ」この言葉が別れ際の言葉である。次週もこの言葉を聞くために、私たちは母に会いに行く。

編集後記

カレンダーが最後の1枚になりました。年々月日の経過が速さが増していくようです。

今年には自然災害の多い年でした。京都の町でも未だにブルーシートのなかった家を見かけます。災害に遭われた方に遅ればせながらお見舞い申し上げます。どうぞ来年はお手柔らかにと自然の神にお願ひしたいです。

11月の研修会は、相続、遺言、成年後見。どれも他人事ではなくなっています。まずその前に、諸々の整理が喫緊の課題です。人生100年時代とはいえ、終活に入らねばと思っております。今年も会報にお付き合いました。ありがとうございます。皆様どうぞ良いお年をお迎え下さい。

(竹山幸江 記)

